

青森県労働委員会年報

令和5年

青森県労働委員会事務局編

は じ め に

この年報は、令和5年1月から12月までの1年間に当委員会で取り扱った不当労働行為事件、調整事件及び個別的労使紛争に係るあっせん事件の処理状況を中心に、委員会の活動状況等の概要を収録したものです。

この年報が、労働委員会への理解を深めていただく一助となり、日頃労使関係に関心を寄せておられる方々の御参考となれば幸いです。

令和6年3月

青森県労働委員会事務局

第 4 9 期 委 員

(任期：令和4年11月8日～令和6年11月7日)

公益委員



会長
岩谷 直子



会長代理
伊藤 佑輔



大矢 奈美



細矢 浩志



源新 明

労働者委員



山内 裕幸



谷川 浩二



野坂 聡子



金沢 秀樹



對馬 茂文

使用者委員



寺下 一之



山田 悦子



安田 浩一



小笠原 勝博



小山田 康雄
(令和5.7.1～)

第49期で退任した委員

(任期：令和4年11月8日～令和6年11月7日)

使用者委員



小笠原 裕
(～令和5.6.30)

目 次

第1章 現況

1 委員名簿	1
2 あっせん員候補者名簿	2
3 事務局職員名簿	3

第2章 活動状況

第1節 会議	4
1 総会	4
2 公益委員会議	8
3 連絡会議	8
(1) 全国労働委員会連絡協議会総会	8
(2) 全国労働委員会会長連絡会議	8
(3) 全国労働委員会事務局長連絡会議	9
(4) 全国労働委員会事務局審査主管課長会議	9
(5) 全国労働委員会事務局調整主管課長会議	9
(6) 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会	9
(7) 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会	10
(8) 北海道・東北六県労働委員会事務局連絡会審査・調整課長連絡会議	10
4 労働相談会	12
5 委員研修	12
第2節 不当労働行為の審査	13
1 概要	13
2 審査の期間の目標及び実施状況	13
3 不当労働行為事件一覧表	14
4 取扱事件の概要	14
5 命令書	14
6 再審査・行政訴訟事件	14
第3節 労働争議の調整	15
1 概要	15
2 調整事件一覧表	16
3 取扱事件の概要	17
令和4年(調)第3号事件(あっせん)	17
4 争議行為予告通知	18
第4節 個別的労使紛争に係るあっせん	19
1 概要	19
2 個別的労使紛争に係るあっせん事件一覧表	20
3 取扱事件の概要	21
令和5年(個)第1号事件	21

令和5年（個）第2号事件	22
令和5年（個）第3号事件	23
令和5年（個）第4号事件	24
令和5年（個）第5号事件	25
第5節 労働相談	26
第6節 労働組合の資格審査	28
第7節 地方公営企業等の非組合員の範囲の認定告示	28
第8節 労働委員会活性化に向けた取組	29
1 認知度を高めるための取組	29
2 委員・職員の資質の維持・向上を図るための取組	29

第1章 現況

1 委員名簿

第49期

(令和4年11月8日任命)

区分	氏名	現職	就任状況	備考
公益委員	岩谷 直子	弁護士	平26.11.8 以降5期目	再
	伊藤 佑輔	弁護士	平27.12.1 以降5期目	再
	大矢 奈美	青森公立大学経営経済学部教授	平26.11.8 以降5期目	再
	細矢 浩志	弘前大学人文社会科学部教授	平28.11.8 以降4期目	再
	源新 明	弁護士	令 2.11.8 以降2期目	再
労働者委員	山内 裕幸	日本労働組合総連合会 青森県連合会会長代行	平17.10.1 以降10期目	再
	谷川 浩二	弘前愛成会病院労働組合 執行委員長	平24.11.8 以降6期目	再
	野坂 聡子	オールユニバースユニオン 執行副委員長	平28.11.8 以降4期目	再
	金沢 秀樹	東北電力労働組合 青森県本部委員長	令 2.11.8 以降2期目	再
	對馬 茂文	全国交通運輸労働組合総連合 執行委員	令 4.11.8	新
使用者委員	寺下 一之	寺下建設株式会社 代表取締役社長	平20.11.8 以降8期目	再
	山田 悦子	株式会社山丙 代表取締役社長	令 2.11.8 以降2期目	再
	安田 浩一	株式会社弘前燃料 代表取締役社長	令 3.6.30 以降2期目	再
	小笠原 勝博	北方商事株式会社 代表取締役社長	令 4.11.8	新
	小山田 康雄	一般社団法人青森県経営者協会 専務理事	令 5.7.1	新

2 あっせん員候補者名簿

(令和5年12月31日現在)

職 業	氏 名
青森県労働委員会 公 益 委 員	岩 谷 直 子
	伊 藤 佑 輔
	大 矢 奈 美
	細 矢 浩 志
	源 新 明
青森県労働委員会 労 働 者 委 員	山 内 裕 幸
	谷 川 浩 二
	野 坂 聡 子
	金 沢 秀 樹
	對 馬 茂 文
青森県労働委員会 使 用 者 委 員	寺 下 一 之
	山 田 悦 子
	安 田 浩 一
	小 笠 原 勝 博
	小 山 田 康 雄
青森県労働委員会 事 務 局	佐 藤 剛 (事務局長)
	成 田 哲 朗 (事務局次長)
	成 田 伸 彦 (事務局副参事)

備考1 あっせん候補者は、原則として、労働委員会委員及び事務局職員（副参事以上）を委嘱している。

- 2 公示 令和5年4月14日付け青森県報第599号
令和5年7月12日付け青森県報第635号

3 事務局職員名簿

(令和5年12月31日現在)

職名	氏名	分掌事務	就任年月日
事務局長	佐藤 剛		令 5. 4. 1
事務局次長	成田 哲朗		令 5. 4. 1
副参事	成田 伸彦	審査・調整	令 2. 4. 1
主幹	貝田 さゆり	総務	令 3. 4. 1
主査	吉川 恵里子	審査	令 4. 4. 1
主査	白戸 敬介	調整	令 3. 4. 1

第2章 活動狀況

第1節 会議

1 総会

回数	開催年月日	議 題
1457	5. 1. 10	1 報告事項 (1) 令和4年(調)第3号事件のあっせんの経過について (2) 労働相談会等の実績等について 2 その他 (1) 令和4年の審査の実施状況の公表について (2) 令和5年度諸会議等への出席者について (3) 第78回全国労働委員会連絡協議会総会における議題(案)について
1458	5. 2. 7	1 報告事項 (1) 令和4年(調)第3号事件のあっせんの終結について (2) 労働相談会の実績等について 2 その他 (1) 調整事件における事務局調査について (2) 令和5年労働相談会実施計画について (3) 令和5年度諸会議等への出席者について (4) 第78回全国労働委員会連絡協議会総会における議題(案)について (5) 令和5年度公労使個別紛争専門研修での事例発表に係る講師派遣について
1459	5. 3. 7	1 報告事項 (1) 争議行為予告通知について (2) 労働相談会等の実績について 2 その他 (1) 令和5年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会「総会」及び「会長連絡会議」の開催について (2) 令和5年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会「総会」に係る議題について

回数	開催年月日	議 題
1460	5. 4. 4	1 付議事項 (1) あっせん員候補者の解任及び委嘱について (2) 会長が処理した事項の承認について 「青森県労働委員会の庶務に関する規則」の一部改正について 2 報告事項 (1) 争議行為予告通知について (2) 労働相談会等の実績について 3 その他 (1) 令和5年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会の「総会」に係る議題について (2) 令和5年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会の「総会」に係る研修課題について
1461	5. 5.9	1 報告事項 (1) 令和5年（個）第1号事件のあっせん申請について (2) 令和5年（個）第2号事件のあっせん申請について (3) 労働相談会等の実績について 2 その他 労働協約の地域的拡張適用について

回数	開催年月日	議 題
1462	5. 6. 6	1 報告事項 (1) 令和5年(個)第1号事件のあっせんの終結について (2) 争議行為予告通知について (3) 労働相談会等の実績について 2 その他 (1) 個別労働紛争処理制度周知月間で使用するチラシ及びポスターについて (2) 令和5年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会の報告について (3) 2023年度北海道・東北ブロック労働者委員連絡協議会総会・研究会の報告について
1463	5. 7. 4	1 付議事項 あっせん員候補者の解任及び委嘱について 2 報告事項 (1) 令和5年(個)第3号事件のあっせん開始について (2) 争議行為予告通知について (3) 労働相談会等の実績について 3 その他 令和5年度全国労働委員会会長連絡会議の報告について
1464	5. 8. 1	1 報告事項 (1) 令和5年(個)第3号事件のあっせんについて (2) 労働相談会等の実績について 2 その他 (1) 令和5年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会の開催について (2) 第78回全国労働委員会連絡協議会総会の開催について

回数	開催年月日	議 題
1465	5. 9. 5	1 報告事項 (1) 令和5年(個)第3号事件のあっせん終結について (2) 労働相談会等の実績について
1466	5.10. 3	1 報告事項 (1) 争議行為予告通知について (2) 労働相談会等の実績について 2 その他 令和5年度公労使委員合同研修会について
1467	5.11. 7	1 報告事項 (1) 争議行為予告通知について (2) 労働相談会等の実績について 2 その他 (1) 令和5年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会について (2) 令和6年定例総会の開催予定について (3) 令和6年労働相談会の実施計画(案)について
1468	5.12.12	1 報告事項 (1) 争議行為予告通知について (2) 労働相談会等の実績について 2 その他 (1) 労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会最終報告について (2) 第78回全国労働委員会連絡協議会総会の概要について (3) 令和5年度公労使委員個別紛争専門研修について (4) 令和6年定例総会の開催予定について (5) 令和6年労働相談会の実施計画について

2 公益委員会議

なし

3 連絡会議

(1) 第78回全国労働委員会連絡協議会総会

期 間	令和5年11月9日、10日
会 場	東京都文京区「東京大学安田講堂」
出席者	岩谷会長、細矢委員、谷川委員、金沢委員、寺下委員、山田委員 佐藤事務局長、成田副参事
講 演	演題：「フリーランスに対する法政策：労働法・独禁法・フリーランス 新法と労働委員会」 講師：前中央労働委員会会長代理 荒木 尚志 氏
議 題	① 個別あっせんにおける工夫・配慮、スキル向上の取組について －経験又は見解の交流－（九州ブロック公労使提案） ② 労働基準法と密接に関連すると思われる調整事件の取扱いについて －経験又は見解の交流－（中部ブロック公労使提案） ③ 労働組合法第18条に基づく労働協約の地域的拡張適用について －経験又は見解の交流－（中労委提案）

(2) 令和5年度全国労働委員会会長連絡会議

期 日	令和5年6月9日
会 場	茨城県水戸市「駿優教育会館」
出席者	岩谷会長、佐藤事務局長、成田副参事
講 演	「パワーハラスメント対策について」 講師：中央労働委員会地方調整委員（東日本区域） 千葉大学大学院社会科学研究院 教授 皆川 宏之 氏
議 題	不当労働行為審査（調査）におけるウェブ会議の利用について ① 各ブロック代表都道府県労委会長 （代表者発言：各ブロック代表都道府県労委会長） ② 議題懇談に関するコメント （発言者：中労委会長 岩村 正彦 氏） ③ 議題懇談を終えた感想 （発言者：茨城県労委会長 亀田 哲也 氏）

(3) 令和5年度全国労働委員会事務局長連絡会議

期 日 令和5年6月8日
会 場 茨城県水戸市「駿優教育会館」
出席者 佐藤事務局長、成田副参事
議 題 ① 審査概況等について
② 調整事件等の概況について
③ その他
④ 議題懇談「今後の労働委員会における個別労働紛争解決業務の位置づけについて」

(4) 令和5年度全国労働委員会事務局審査主管課長会議

期 日 令和5年10月30日
会 場 東京都港区「労働委員会会館」
出席者 成田次長、吉川主査
議 題 ① 履行確認（労委規則45条2項）について
② 研修制度について
③ 労働委員会事務局における人材確保・育成について<ディスカッション>
報告事項 救済命令取消訴訟における指定代理人制度について等

(5) 令和5年度全国労働委員会事務局調整主管課長会議

期 日 令和5年10月31日
会 場 東京都港区「労働委員会会館」
出席者 成田次長、白戸主査
議 題 ① 調整業務の運営について
② 都道府県労働委員会からの事例報告
③ グループ討議・グループ発表

(6) 令和5年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会

期 間 令和5年6月1日、2日
会 場 秋田県秋田市「ANAクラウンプラザホテル秋田」
出席者 岩谷会長、大矢委員、山内委員、谷川委員、山田委員、安田委員、佐藤事務局長、吉川主査、白戸主査
講 演 演題：「最近の経済・雇用情勢」
講師：日本銀行秋田支店長 片桐 大地 氏

- 報告事項 第78回全国労働委員会連絡協議会総会へブロックとして提出する
議題について (連絡協議会)
- 議 題 ① 令和4年取扱事件とその傾向及び特異事件について (各道県労働委員会)
- ② 令和4年度決算について (連絡協議会)
- ③ 令和5年度予算(案)について (連絡協議会)
- ④ ブロック監事の選任について (連絡協議会)
- ⑤ 次期全国労働委員会連絡協議会運営委員の選出について (連絡協議会)
- ⑥ 令和6年度総会及び研修会の開催時期及び開催地について (連絡協議会)
- 研修課題 ① 不誠実団体交渉事件への対応について
- ② 有期雇用社員の労働契約時に、労働条件の不利益変更を強いられたと主張するあっせん事案への対応について

(7) 令和5年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会

- 期 間 令和5年10月26日、27日
- 会 場 岩手県盛岡市「ホテルメトロポリタン盛岡」
- 出席者 大矢委員、源新委員、野坂委員、對馬委員、小笠原委員、小山田委員
成田副参事、吉川主査
- 講 演 演題：「近年の労働判例の動向～最新事例から学ぶ～」
講師：慶應義塾大学法科大学院教授 森戸 英幸 氏
- 研修課題 ① 労組法上の使用者性と不当労働行為の成否について
- ② 事務処理を誤ったとしてなされた懲戒処分撤回を求める労働者からのあっせん申請への対応について

(8) 令和5年度北海道・東北六県労働委員会事務局連絡会審査・調整課長連絡会議

- 期 間 令和5年8月31日、9月1日
- 会 場 宮城県仙台市「ハーネル仙台」
- 出席者 吉川主査、白戸主査
- 研修課題 ① 派遣労働者の個別あっせんに係る事業主の範囲について (北海道)
- ② 最後陳述書について (北海道)
- ③ あっせん申請者が県出資第三セクター法人社員である場合の使用者説得について (青森県)
- ④ 不当労働行為救済申立に係る救済命令の記述及び不履行判断等に

- ついて (秋田県)
- ⑤ あっせん事項があっせんによる紛争解決に馴染まないと考えられる場合の対応について (福島県)
 - ⑥ ブロック総会やブロック研修会における研修課題への事務局の対応について (青森県)
 - ⑦ メール労働相談等への対応について (岩手県)
 - ⑧ 長時間に及ぶ労働相談への対応について (岩手県)
 - ⑨ 不当労働行為申立て手続以外の組合資格審査において、使用者側が組合に対し非協力的な態度を取り続けている場合の対応について (宮城県)
 - ⑩ 個別労使紛争のあっせん事件における申請者及び被申請者への事情聴取時確認事項について (宮城県)
 - ⑪ 労働委員会の周知広報活動について (宮城県)
 - ⑫ LGWANポータルに掲示板の利活用について (秋田県)
 - ⑬ 中労委等が主催する会議及び研修に参加した委員からの報告等のあり方について (山形県)
 - ⑭ 事業者に向けた講座等の効果的な広報について (福島県)

4 労働相談会

労働関係に関して個々の労働者と事業主との間の紛争の迅速かつ適正な解決のため、個別労働関係紛争処理制度が設けられているが、その一層の利用拡大と周知を図るため、平成21年10月から委員による労働相談会を開催している。

その後、労働相談会は平成27年1月から原則として毎月第1火曜日に定例的に開催し、平成30年4月からは第1火曜日に加え、原則として第3日曜日にも開催している(月2回)。

令和5年は次のとおり実施した。

月	火曜日	日曜日	場 所
1月	10日	15日	労働委員会 (青森市)
2月	7日	19日	
3月	7日	19日	
4月	4日	16日	
5月	9日	21日	
6月	6日	18日	
7月	4日	23日	
8月	1日	—	
9月	5日	24日	
10月	3日	29日	
	—	15日	
	—	22日	
11月	7日	19日	労働委員会 (青森市)
12月	12日	17日	

時間 火曜日：13：30～15：30、日曜日：10：00～12：00

5 委員研修

(1) 公労使委員合同研修

期 間 令和5年9月7日～8日

会 場 東京都千代田区「TKPガーデンシティ竹橋大ホール」外

出席者 岩谷会長、山内委員、對馬委員、山田委員、安田委員、小笠原委員、小山田委員

研修内容

全体研修(9月7日)及び各側に分かれての独自研修(9月8日)

(2) 公労使委員個別紛争専門研修

期 間 令和5年12月4日～5日

会 場 東京都千代田区「一橋大学一橋講堂」

出席者 對馬委員、安田委員(発表者として細矢委員、谷川委員、山田委員)

研修内容

事例発表等(12月4日)及びグループディスカッション等(12月5日)

(3) 委員・職員研修

回数	開催年月日	講 師 等
1	5. 5. 9	ブロック総会に係る課題検討
2	5. 9. 5	ブロック研修会に係る課題検討

第2節 不当労働行為の審査

1 概要

(1) 取扱件数

令和5年の取扱件数は、次表のとおりである。

前年からの 繰越件数	新規申立 件数	取扱件数 合計	処理件数	次年への 繰越件数
0	0	0	0	0

(2) 申立内容別件数

令和5年の取扱事件のうち、労働組合法第7条各号別の件数は、次表のとおりである。

7条各号別内訳								計
1	2	3	1・2	1・3	2・3	1・2・3	その他	
/	/	/	/	/	/	/	/	/

2 審査の期間の目標及び実施状況

(1) 審査の期間の目標

平成17年3月1日に開催した第813回公益委員会議において、審査の期間の目標を1年6月に定めた。

(2) 令和5年の実施状況

令和5年に係属した不当労働行為事件はなかった。

① 審査の期間の日数等

事件番号	申立日	審査期間 の日数	調査 回数	審問 回数	証人数	終結区分
	終結日					
なし	/					

② 終結区分毎の平均処理日数

	取下・和解				命令・決定					合計 総平均
	取下	関与 和解	無関与 和解	小計 平均	全部 救済	一部 救済	棄却	却下	小計 平均	
処理件数	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
平均処理日数	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/

3 不当労働行為事件一覧表

事件 番号	申立 年月日	業種	請求する救済内容	審査 委員	参与委員		終結年月日 (所要日数)	終結 区分
					労	使		
なし								

4 取扱事件の概要

なし

5 命令書

なし

6 再審査・行政訴訟事件

(1) 再審査事件

なし

(2) 行政訴訟事件

なし

第3節 労働争議の調整

1 概要

(1) 取扱件数

令和5年の取扱件数は、前年から繰り越し1件であった。

(2) 取扱事件の傾向

前年から繰り越した文書注意の取り消し等に関する事件1件が打切りにより終結した。

(3) 業種別申請件数（新規件数）

製 造	運 輸	情 報 通 信	卸・ 小 売	金融・ 保 険	医療・ 福 祉	学 校 教 育	サービ ス	その他	計

(4) 主なあっせん項目別件数（新規件数）

解雇 退職	配 転	賃 金	臨時給	その他の 賃金関係	団体交渉 関係	その他	計

(5) 終結区分

解 決	打 切	取 下	次年へ繰越	計
	1			1

2 調整事件一覧表

事件番号 【申請者】	開始 年月日	業種	調整事項	調整員				終結年月日 (所要日数)	終結 区分
				公	労	使	事		
4(調)3 【組合】	4.10.26	運輸 業	文書注意の取り消し等	岩谷	山内	寺下	相馬	5.1.17 (84日)	打切 り

3 取扱事件の概要

令和4年（調）第3号事件（あっせん）

申請者	X運転士の会		(構成員数)	46人
被申請者	Y		(事業の種類)	運輸業
			(従業員数)	332人
申請年月日	令和4年10月24日	開始年月日	令和4年10月26日	
調整事項	文書注意の取り消し等			
あっせん員	公	岩谷	調整回数	0回
	労	山内	終結年月日	令和5年 1月17日
	使	寺下	所要日数	84日
	事	相馬	終結区分	打切り

【申請に至るまでの経緯】

令和4年7月、Yは運転士Aに対して文書注意を行ったが、X運転士の会は、Aの操作に故意や過失がないにも関わらず行われた注意は、全ての運転士に精神的重圧を与えるもので承服できないとして、当該文書注意の撤回等を求めてあっせん申請に至った。

【調整経過】

令和4年11月に事務局調査を行い、被申請者があっせんに拒否したことから本事件は打切りにより終結した。

4 争議行為予告通知

労働関係調整法第37条の規定に基づく公益事業の争議行為予告通知の状況（本県分関係）は下記のとおりである。

業種別では、運輸事業が65.2%、次いで医療、公衆衛生事業が23.9%を占めている。

また、争議項目別では、賃金関係（賃金及び一時金）が全体の87%を占めている。

(1) 業種別状況

運 輸	郵 便 電信・電話	水道、電気 ガ ス	医 療 公衆衛生	計
30	4	1	11	46

(2) 主な争議項目別状況

賃 金	一 時 金	労働協約	合 理 化	そ の 他	計
31	9	1	0	5	46

第4節 個別的労使紛争に係るあっせん

1 概要

(1) 取扱件数

令和5年の取扱件数は、新規申請6件でいずれも労働者側からの申請であった。

(2) 取扱事件の傾向

取扱事件5件のうち、復職を求める事件1件が打切りにより終結した。継続雇用を求める事件と雇止めの撤回を求める事件2件が取下げにより終結し、他の2件は翌年に繰り越した。

(3) 業種別申請件数（新規件数）

製 造	運 輸	情 報 通 信	卸・ 小 売	金融・ 保 険	医療・ 福 祉	学 校 教 育	サービ ス	その他	計
2		1			2	1			6

(4) 主なあっせん事項別件数（新規件数）

解雇退職	配 転	賃 金	臨 時 給	その他の 賃金関係	そ の 他	計
4				1	1	6

(5) 終結区分

解 決	打 切	取 下	次年へ繰越	計
	2	2	2	6

2 個別的労使紛争に係るあっせん事件一覧表

事件番号 【申請者】	開始 年月日	業種	調整事項	調整員				終結年月日 (所要日数)	終結 区分
				公	労	使	事		
5(個)1 【労働者】	5.4.6	医療・ 福祉	定年退職後の継続雇用	細矢	谷川	小笠原 (裕)	成田 (哲)	5.5.12 (37日)	取下げ
5(個)2 【労働者】	5.4.20	通信	雇止めの撤回	岩谷	山内	安田	佐藤	5.5.8 (19日)	取下げ
5(個)3 【労働者】 ※2名	5.6.19	製造業	復職	岩谷	山内	山田	成田 (哲)	5.8.28 (71日)	打切り
5(個)4 【労働者】	5.12.18	医療・ 福祉	従前の労働条件への回復	大矢	山内 對馬	寺下 小笠原 (勝)	佐藤	翌年繰越	
5(個)5 【労働者】	-	学校教 育	紛争状態解決のための 話し合い	-	-	-	-	翌年繰越	

3 取扱事件の概要

令和5年（個）第1号事件

申請者	X			
被申請者	Y	(事業の種類)	医療	
		(従業員数)	約250人	
申請年月日	令和5年4月6日	開始年月日	令和5年4月6日	
あっせん事項	定年退職後の継続雇用を求める			
あっせん員	公	細矢	あっせん回数	0回
	労	谷川	終結年月日	令和5年5月12日
	使	小笠原（裕）	所要日数	37日
	事	成田（哲）	終結区分	取下げ

【申請に至るまでの経緯】

XはYを定年退職するにあたり、Yの事務長と面談をしたところ、内規で定める評価水準にXが至っていないことを理由に、再雇用はしない旨を伝えられた。

その後再度Yの事務長と面談したところ、事務長からは、これまでのXによる就業規則違反についてそれぞれ始末書を書くのであれば再雇用を考えるとされたが、Xは承服できないとして、定年退職後の継続雇用を求めて労働委員会にあっせんで申請した。

【あっせん経過】

令和5年4月25日にYへ事務局調査を行ったところ、YはXとの面談の際、以前の内規を参照したことにより再雇用をしないと説明したがこれは誤りであり、現行の内規に則れば再雇用を希望する職員は原則として継続雇用とすることとしている旨の説明があった。そのため、Xが希望するのであれば再雇用は行う方針であると述べた。一方で、YはXの素行不良について問題視しており、継続雇用にあたってはこれまでの素行不良に対する始末書を提出し本人に反省をしてもらう必要があるとの認識を示した。

事務局調査後、YはXに始末書の提出の要求を繰り返し、素行不良に関する訓告処分を行うなどしたため、XはYに対し嫌気が差したことから、あっせん申請を取下げし、終結した。

令和5年（個）第2号事件

申請者	X			
被申請者	Y	(事業の種類)	通信業	
		(従業員数)	約5,500人	
申請年月日	令和5年 4月19日	開始年月日	令和5年 4月20日	
あっせん事項	雇止めの撤回			
あっせん員	公	岩谷	あっせん回数	0回
	労	山内	終結年月日	令和5年 5月 8日
	使	安田	所要日数	19日
	事	佐藤	終結区分	取下げ

【申請に至るまでの経緯】

Xは、平成30年●月にYに契約社員として入社した。契約期間は1年であり、契約更新については「30日前までに契約更新を行うか否かを決定する」と記載されているのみで、契約の更新上限年数に関する記載はなかった。X及びYはその後も契約更新を重ねたが、Xとの労働契約が5年満了となる令和5年●月末日をもって契約の更新はしない旨をYから告知された。

有期雇用契約が通算5年を超えた際に労働者に発生する無期転換申込権を期待していたXは、納得できずに労働局に相談したところ、労働局からYに対し、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第4条第1項の規定に基づき、文書により助言が行われた。

その後、XはYと再度面談をしたものの、その内容に希望が持てなかったため、Xは労働委員会の労働相談会に参加し、あっせん申請に至った。

【あっせん経過】

本件は事務局調査を行う前に、YがXの雇止めを撤回する方針を示し、これによりXに無期転換申込権が発生する見込みとなったため、Xによりあっせんの取下げがなされたことから終結した。

令和5年（個）第3号事件

申請者	X1、X2			
被申請者	Y	(事業の種類)	食料品製造業	
		(従業員数)	約300人	
申請年月日	令和5年6月16日	開始年月日	令和5年6月19日	
あっせん事項	復職			
あっせん員	公	岩谷	あっせん回数	0回
	労	山内	終結年月日	令和5年 8月28日
	使	山田	所要日数	71日
	事	成田(哲)	終結区分	打切り

【申請に至るまでの経緯】

労働者X1及びX2（以下、「Xら」という。）はY社のA営業所に採用され勤務した。Xらの採用から約2週間後、XらはA営業所の所長に事務室へ呼び出された。所長は事務室を施錠したうえでXらに「これ以上雇うことができない」旨を伝えたうえで「解雇だと今後も大変だろうから、一身上の都合で退職した方がよい」と退職届を出すようその場で言われた。Xらは退職の意思はないことと書類を持ち帰りたい旨を伝えたが聞き入れてもらえられなかった。所長からは日付と氏名を記載するだけの状態の退職届を渡され、記載しないと部屋から出られない状況もあることから、Xらは仕方なく退職届に日付と氏名を書き、拇印を押して提出した。

その後、Xらは復職を求めて労働委員会にあっせんで申請した。

【あっせん経過】

令和5年7月11日にYへ事務局調査を行った。Yは本社の労務担当者も同席したうえで、あっせん申請書に記載されているXらの主張内容は、事実と大幅に乖離しており、あっせんには応じられないとした。使用者側あっせん員があっせん応諾への説得を試みたが、再度あっせんで拒否したことから打切りにより終結した。

令和5年（個）第4号事件

申請者	X			
被申請者	Y	(事業の種類)	その他の生活関連サービス業	
		(従業員数)	約70人	
申請年月日	令和5年12月15日	開始年月日	令和5年12月18日	
あっせん事 項	従前の労働条件への回復			
あっせん員	公	大矢	あっせん回数	0回
	労	山内、對馬	終結年月日	
	使	寺下、小笠原（勝）	所要日数	
	事	佐藤	終結区分	翌年へ繰り越し

【申請に至るまでの経緯】

XはY社に入社したが、Yから「積極性がなく、事務職に向いていない」と言われ、正社員から清掃業務の短時間労働とする労働条件通知書が手交された。その後もXはYと話し合いを行ったが、短時間労働勤から正社員に戻すつもりはないとしたことからXは労働委員会にあっせんで申請した。

【あっせん経過】

当該事件は翌年に繰り越されることとなった。

令和5年（個）第5号事件

申請者	X			
被申請者	Y	(事業の種類)	学校教育	
		(従業員数)	約120人	
申請年月日	令和5年12月21日	開始年月日	-	
あっせん 事項	紛争状態解決のための話し合い			
あっせん員	公	-	あっせん回数	0回
	労	-	終結年月日	
	使	-	所要日数	
	事	-	終結区分	翌年へ繰り越し

【申請に至るまでの経緯】

Xは、Yから次年度の授業の担当コマ数を減らす旨を度々仄めかされており、その度にYに対して抗議していたが、一向に状況が変わらないことからあっせンを申請した。

【あっせん経過】

当該事件は翌年に繰り越されることとなった。

第5節 労働相談

1 概要

(1) 取扱件数

令和5年の委員による労働相談会における相談件数は37件であった。また、令和5年に事務局職員が随時電話等により受け付けた相談件数は92件であった。

(2) 取扱事件の傾向

委員による相談では、相談者の産業別では医療・福祉からの相談が多く、また、内容は「職場の人間関係」「経営又は人事」「賃金」に関するものが多かった。

事務局が受け付けた相談では、相談者の産業別では医療・福祉及びサービス業からの相談が多く、また、内容は「経営又は人事」「労働条件等」「職場の人間関係」に関するものが多かった。

なお、相談後に労働委員会に個別労使紛争のあっせん申請があったものが6件であった。

(3) 委員による労働相談会での相談状況（業種）

年	製造	運輸	情報通信	卸・小売	金融・保険	医療・福祉	学校教育	サービス	その他	計
令和4年	5	0	0	1	1	5	2	10	14	38
令和5年	3	2	1	5	2	13	1	8	2	37

(4) 委員による労働相談会での相談項目

年	経営又は人事	賃金等	労働条件等	職場の人間関係	その他	計
令和4年	11	2	13	9	3	38
令和5年	9	9	4	13	2	37

(5) 事務局職員による労働相談での相談状況（業種）

年	製造	運輸	情報通信	卸・小売	金融・保険	医療・福祉	学校教育	サービス	その他	計
令和4年	6	7	1	9	4	12	5	12	17	73
令和5年	8	3	0	6	1	33	6	12	23	92

(6) 事務局職員による労働相談での相談項目

年	経営又は人事	賃金等	労働条件等	職場の 人間関係	その他	計
令和4年	18	16	12	23	4	73
令和5年	23	15	23	22	9	92

(備考)

- ・ 業種における「その他」には、業種を明かさずに相談があった「業種不明」も含まれる
- ・ 「経営又は人事」・・・解雇、配置転換、雇止め、出向・転籍、復職、懲戒処分、退職、再雇用 など
- ・ 「賃金等」・・・賃金（残業代等含む）未払い、賃金減額、一時金、退職金、解雇手当、休業手当、諸手当 など
- ・ 「労働条件等」・・・労働契約、労働時間、休日・休暇、年次有給休暇、時間外労働、安全衛生、労働保険 など
- ・ 「職場の人間関係」・・・セクハラ、パワハラ、嫌がらせ など

第6節 労働組合の資格審査

労働組合法第5条の規定による令和5年の労働組合の資格審査の取扱件数は、次表のとおりである。

申請理由	取扱件数			処理件数		
	前年からの繰越	新規	計	認定	取下	翌年への繰越
不当労働行為	0	0	0	0	0	0
委員推薦	0	0	0	0	0	0
法人登記	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0

第7節 地方公営企業等の非組合員の範囲の認定告示

令和5年における地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定による告示の取扱いはなかった。

第8節 労働委員会活性化に向けた取組

少子高齢化の進行や若年層を中心とした非正規労働者の増加など労働を取り巻く環境は大きく変化しており、労働委員会がその機能を発揮し、使命を十分に果たせるよう、労働委員会活性化のための検討委員会が作成した第1次～第3次報告書等を受けて、当委員会が実施した活性化に向けた取組は、次のとおりである。

1 令和5年の認知度を高めるための取組

- ① ホームページによるPRの充実
- ② 県の広報媒体によるPR（地元3紙、テレビ、ラジオ、インターネット配信、コンビニ等でのチラシ設置）
- ③ 委員による労働相談会の開催
原則毎月第1火曜日、第3日曜日に開催しているほか、10月の周知月間には日曜日に県内3市（青森市・弘前市・八戸市）において合計3回開催した。
- ④ 地元2紙への無料広告の掲載依頼
- ⑤ 県内市町村の広報誌への掲載
- ⑥ 県政記者会へ労働相談会についての情報提供
- ⑦ 関係機関への労働相談会のチラシ等の備え置き
（県内6地域県民局、市町村、労働局、労働基準監督署、ハローワーク、法テラス、ジョブカフェ、連合青森、県労連、県経営者協会、県弁護士会、県社労士会等）
- ⑧ 関係機関の情報誌への掲載
（連合青森、県経営者協会）
- ⑨ 労働相談ダイヤルによる相談対応等
- ⑩ 県障害福祉課「こころの相談窓口ネットワーク相談先一覧」への掲載

2 令和5年の委員・職員の資質の維持・向上を図るための取組

- ① 中労委が開催する公労使委員研修の受講
- ② ブロック研修会等への参加
- ③ ブロック会議の研修課題に対する委員・職員の研修会の開催
- ④ 新任委員に対する実務研修（あっせん員への指名）